



みんなでできる 地球温暖化防止活動

—『沈黙の春』を読む!! —

福島県地球温暖化防止活動推進センター

事務局長 鈴木和隆

(特定非営利活動法人つくしまNPOネットワーク)

※マークは県の地球環境保全のキャラクターです

「進法」（改正法）となりました。全面施行は、2012年10月1日です。環境教育、環境行政の大切さがうたわれています。

■環境教育

日本大学工学部の専任講師である佐藤公俊さん（つくしま地球温暖化防止活動推進員）に、環境教育のことについてお聞きしました。「環境教育の目的は、環境や環境問題に関心を持ち、人の活動と環境のかわりについて理解し、環境保全に配慮した活動ができる技術や思考力を身に着けた人を増やすことです。」

「大学で教えていると、教えることの難しさを感じます。どうしても、単に知識としての学修（単位を取るための学習）に留まってしまうからです。」

■みんなでできる地球温暖化防止活動

改正法の特徴は、体験活動の意義をとらえ直し、体験できる機会を増やすことを強調したことです。『沈黙の春』を読む、磐梯山に登り自然と触れ合う、環境問題の解決に取り組んでいる人たちの活動を知るなど、「行動につながる体験」をすることです。佐藤さんは、「モノを買う時に、そのモノが、どこでどのようにつくれられ、店頭に並べられるまでのことを想像してみてください」と言います。

環境教育推進法（旧法）（2003年7月成立）が、2011年6月に全面改訂され「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促

（連絡先）<http://fukushima-onankaboushi.org/>